

平成23年度 第1回

「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」

と き 平成23年11月24日（木）17：00～

ところ 山陽小野田市役所本館3階第2委員会室

目 次

【１】第３期山陽小野田市障がい福祉計画の策定について……	P 1
【２】障がい者を取り巻く現状について	…… P 5
【３】第２期計画の実績と進捗状況について	…… P 20
【４】「障害福祉サービス」等利用者アンケートの集計結果について	…… P 36
【５】計画策定に係る国の基本指針と課題について	…… P 46
【６】計画の基本方針（案）について	…… P 49

（添付資料）

◇ 「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」規則

【1】 第 3 期山陽小野田市障がい福祉計画の策定について

1 計画の策定の趣旨

本市では「障害者基本法」の考え方を踏まえ、平成 20 年度に平成 21 年度から平成 23 年度までを計画期間とする山陽小野田市障がい者福祉計画を策定しました。この計画では、「障がいのある方が安心して自立できる環境づくり」を障がい者施策の基本目標とし、具体的な施策を定めました。

一方、平成 17 年に成立した「障害者自立支援法」に基づき、平成 18 年度には第 1 期山陽小野田市障がい福祉計画（平成 18 年度～平成 20 年度）を、平成 20 年度には第 2 期障がい福祉計画（平成 21 年度～平成 23 年度）を策定しました。

この計画では、「障害者自立支援法」に基づく「障害福祉サービス」や相談支援の見込量、数値目標を設定しました。

これまで両計画に基づき、障がい者及び障がい児が自立した日常生活や社会生活を送れるよう障がい者施策を推進してきました。

さて現在、国の障がい者制度改革推進本部等において政府へ障がい者保健福祉施策への提言がなされていることから、障がい者施策及び障がい者に関する法律が大幅に見直されてきており、平成 25 年 8 月には「障害者総合福祉法（仮称）」が実施される予定になっています。

このように障がい者福祉施策が流動的な状況ではありますが、本市の障がい者が円滑に地域に移行し自立した生活を送れるよう引き続き、「障害福祉サービス」及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の充実を計画的に推進することが必要です。

このため次期障がい者福祉計画（平成 24 年度～平成 26 年度）ではこれまでの障がい者福祉計画の見直しを図りつつ、第 3 期障がい福祉計画（平成 24 年度～平成 26 年度）では、第 2 期計画の実績や進捗状況を踏まえ、かつ、国の基本指針に基づき、平成 24 年度から平成 26 年度までの「障害福祉サービス等」の見込量や数値目標を改めて設定し、策定することとします。

2 計画の位置づけ及び性格

(1) 計画の位置づけ

山陽小野田市障がい者福祉計画は、障がい者施策を推進するための基本理念、基本方向を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい者施策推進のための指針（基本計画）となるものです。

山陽小野田市障がい福祉計画は、障がい者福祉計画を上位計画とし、基本理念を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

また、両計画は、本市のまちづくりの上位計画である山陽小野田市総合計画の部門別計画として、障がい者の総合的な保健・福祉施策について目標を掲げることでより計画の推進を図るものです。

(2) 計画の性格

山陽小野田市障がい者福祉計画は、「障害者基本法」第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、障がい福祉計画は、「障害者自立支援法」第88条第1項に定める法定計画です。

	障がい者福祉計画	障がい福祉計画
根拠法	「障害者基本法」第11条第3項	「障害者自立支援法」第88条第1項
性 格	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画	障がい福祉サービスの等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画
現 状	平成21年度～平成23年度 (3年間)	第2期計画： 平成21年度～平成23年度(3年間)
今回計画期間	平成24年度～平成26年度 (3年間)	第3期計画： 平成24年度～平成26年度(3年間)

3 計画の期間

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
	新体系サービスへの移行（移行期限H23）									
	山陽小野田市 第 1 期障がい福祉計画 （H18～H20）									
					第 2 期山陽小野田市 障がい福祉計画 山陽小野田市 障がい者福祉計画 （H21～H23）			第 3 期山陽小野田市 障がい福祉計画 山陽小野田市 障がい者福祉計画 （H24～H26）		
旧小野田市・旧山陽町 「障害者福祉計画」 （H15～H22）										

4 計画の策定体制

- 障がい者の地域移行や一般就労の促進などに向け、障がい者のニーズを把握するとともに、障がい福祉サービスなどの計画的な基盤整備を進めるためアンケート調査を行い計画策定の基礎資料とします。
- 本計画策定には学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民等の参画を求め、障害福祉計画検討委員会を開催し、幅広い意見の反映に努めます。
- 計画策定において、市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを実施します。

5 計画策定スケジュール

月	実 施 内 容
平成23年 7月	障がい福祉サービス等利用者アンケート発送
8月	
9月	障がい福祉計画（第3期）に定めるサービス必要量の見込みに関する中間報告案を県へ提出
10月	国から「第3期障害福祉計画」策定について追加指示
11月	障がい福祉計画（第3期）に定めるサービス必要量の見込み（同行援護・計画相談支援）追加提出 第1回「障害福祉計画検討委員会」
12月	自立支援協議会
平成24年 1月	障がい福祉計画（第3期）に定めるサービス必要量の見込みに関する最終報告案を県へ提出 第2回「障害福祉計画検討委員会」 パブリックコメント
2月	
3月	第3回「障害福祉計画検討委員会」 「第3期障がい福祉計画」策定

【2】 障がい者を取り巻く現状について

1 障がい者の現状

(1) 身体障がい者の状況

① 「身体障害者手帳」所持者数

平成23年度の「身体障害者手帳」所持者数は市全体で2,768人で、平成22年度に比べると1人減少しています。平均寿命の伸びや医療の充実により少しずつ増加する傾向にあります。

(各年度4月)

年 度	19	20	21	22	23
所持者数 (人)	2,556	2,601	2,678	2,769	2,768
市人口比 (%)	3.86	3.93	4.04	4.18	4.29

※平成22年度までの人口比はH17国勢調査による市人口(66,261人)で、
平成23年度の人口比はH22国勢調査による市人口(64,550人)で算出。

② 年齢別「身体障害者手帳」所持者数

平成21年度以降は、「身体障害者手帳」所持者数のうち65歳以上の方の割合がいずれも70%を超えており、障がい者における高齢者の割合が高くなっています。

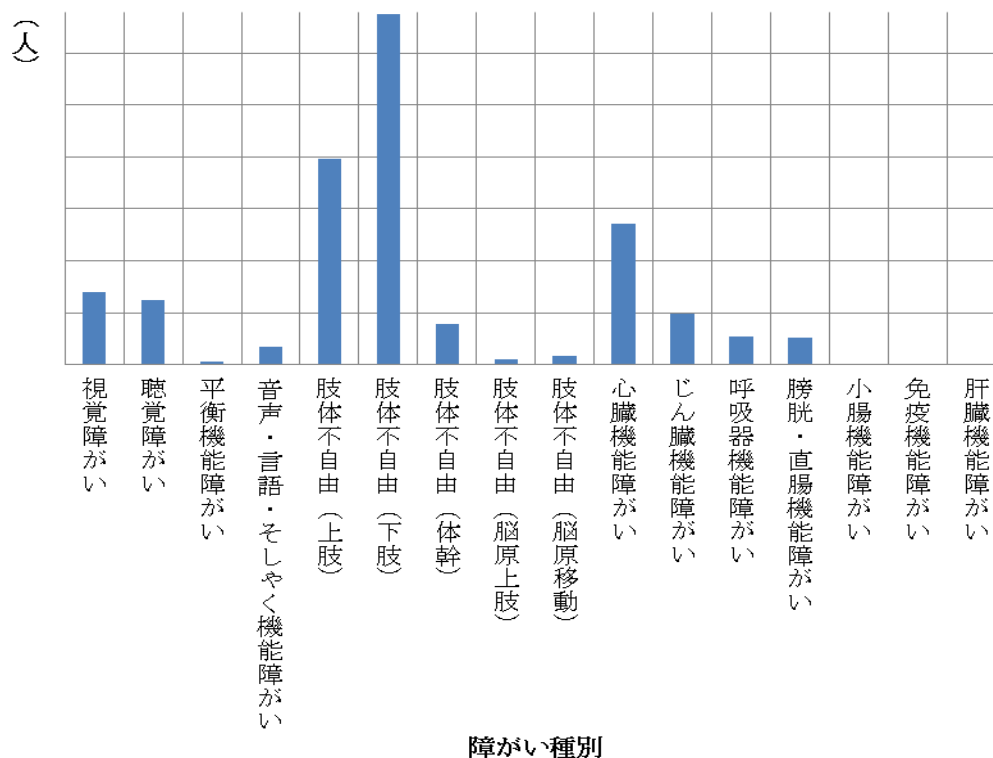
(各年度4月) (人)

年 齢	19	20	21	22	23
～5歳	6	7	9	10	11
6歳～17歳	30	34	36	31	41
18歳～59歳	542	528	515	472	498
60歳～64歳	228	214	242	274	269
65歳～	1,750	1,818	1,876	1,982	1,949
合 計	2,556	2,601	2,678	2,769	2,768

③ 障がい種別「身体障害者手帳」所持者数

障がい種別の合計（3,950人）が「身体障害者手帳」所持者数（2,768人）より多いのは、障がい重複する方がいるためです。障がいの種別では「肢体不自由（下肢）」が最も多く、次に多いのは「肢体不自由（上肢）」、「心臓機能障がい」となっています。（平成23年4月）（人）

視覚障がい	聴覚障がい	平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく・機能障がい
281	251	15	70
肢体不自由（上肢）	肢体不自由（下肢）	肢体不自由（体幹）	肢体不自由（脳原上肢）
796	1,352	157	24
肢体不自由（脳原移動）	心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい
35	543	198	111
膀胱・直腸機能障がい	小腸機能障がい	免疫機能障がい	肝臓機能障がい
104	4	5	4
合 計			
3,950			



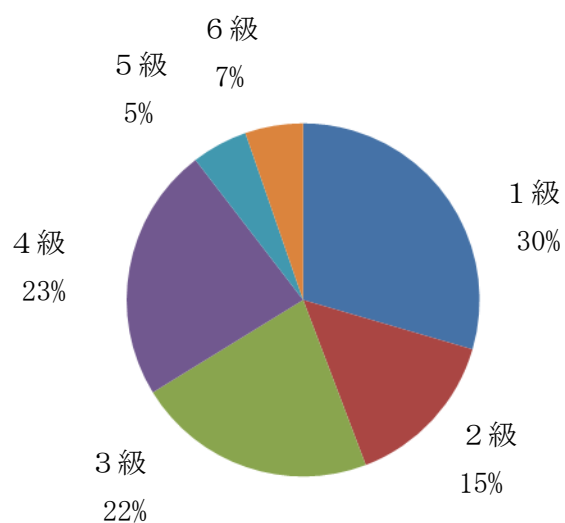
④ 等級別「身体障害者手帳」所持者数

「身体障害者手帳」所持者全体に占める割合は重度が多く、障がい等級が1級の方は全体の30%です。1級が最重度で6級にいくほど軽くなります。

(平成23年4月) (人)

等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
人数	817	407	609	646	142	147	2,768

「身体障害者手帳」等級別所持者数（平成23年度）



(2) 知的障がい者の状況

① 年齢別・程度別「療育手帳」所持者数

平成23年度の「療育手帳」所持者数は市全体で427人です。程度Aが重度で、程度Bが軽度です。平均寿命の伸びや検診等による幼児期又は児童期の早期発見により、少しずつ増加する傾向にあります。

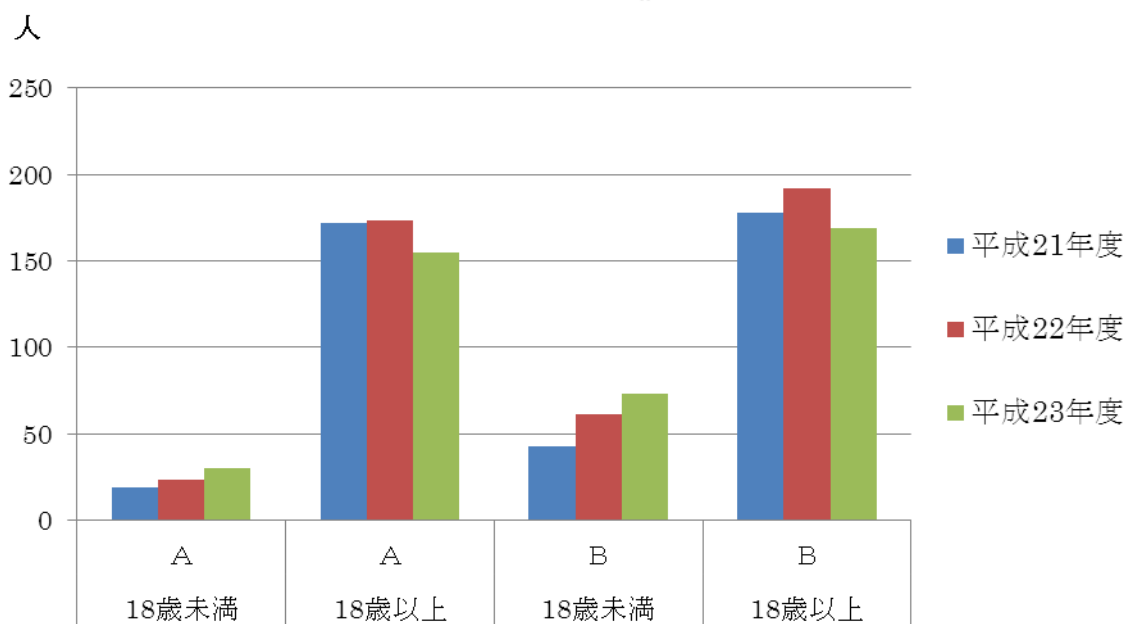
特に18歳未満の方の割合は平成23年度では全体の24%ですが、平成21年度から平成23年度にかけての増加率は66%増となっています。

(各年度4月) (人)

年 齢	程度	19	20	21	22	23
18 歳 未 満	A	27	30	19	23	30
	B	41	49	43	61	73
	計	68	79	62	84	103
18 歳以上	A	158	159	172	173	155
	B	169	170	178	192	169
	計	327	329	350	365	324
合 計	A	187	189	191	196	185
	B	208	219	221	253	242
	計	395	408	412	449	427
市人口比 (%)		0.60	0.62	0.62	0.68	0.66

※平成22年度までの人口比はH17国勢調査による市人口で(66,261人)で、
平成23年度の人口比はH22国勢調査による市人口(64,550人)で算出。

療育手帳年代別程度別所持者数



(3) 精神障がい者の状況

① 年齢別・等級別「精神障害者保健福祉手帳」所持者数

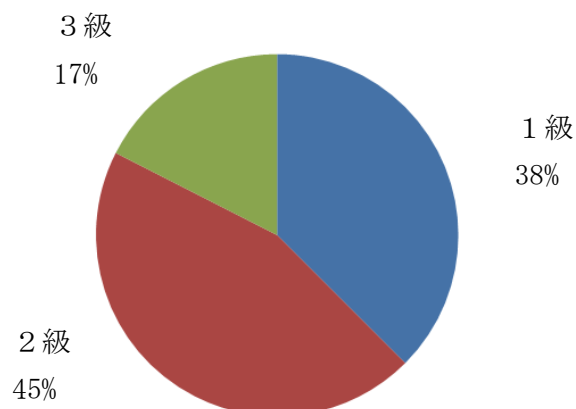
平成23年度の「精神障害者保健福祉手帳」所持者数は市全体で240人で、平成22年度に比べると12人増加しています。1級が重度で3級にいくほど軽くなります。

(各年度4月)(人)

年 齢	等級	18	19	20	21	22	23
18歳未満	1級	0	0	1	1	1	1
	2級	1	0	0	0	0	0
	3級	0	0	1	1	1	2
	計	1	0	2	2	2	3
18歳以上	1級	138	99	100	98	94	89
	2級	87	70	76	82	97	108
	3級	25	22	34	39	35	40
	計	250	191	210	219	226	237
合 計	1級	138	99	101	99	95	90
	2級	88	70	76	82	97	108
	3級	25	22	35	40	36	42
	計	251	191	212	221	228	240
市人口比 (%)		0.38	0.29	0.32	0.33	0.34	0.37

※平成22年度までの人口比はH17国勢調査による市人口比で(66,261人)で、平成23年度の人口比はH22国勢調査による市人口(64,550人)で算出。

「精神障害者保健福祉手帳」等級別所持者数(平成23年度)



② 「精神障害者保健福祉手帳」所持者の生活環境

「精神障害者保健福祉手帳」の新規交付時又は更新時の診断書による生活環境の結果によれば、入院や入所での生活を送る方より在宅の方が多くなっています。また、在宅の方の数は平成23年度と平成17年度を比べると2倍に増加し、平成23年度では全体の60%を占めています。

(各年度4月)(人)

状 況	17	20	23
入 院	46	43	60
入 所	5	5	7
在 宅	72	131	144
不 明	29	33	29
合 計	152	212	240

③ 精神障がい者の医療状況

市で新規交付又は更新の進達手続きを行っている自立支援医療（精神通院）受給者数や山口県の「精神及び行動の障害」による外来件数によると、精神障がい者の通院状況は増加傾向が続いており、在宅の精神障がい者への支援の必要性も高まっています。

(上段：各年度4月、下段：各年度5月)

区 分	14	17	20	21	22	23
市の精神通院 受給者数(人)	236	443	510	555	605	694
山口県の「精神及び 行動の障害」による 外来件数(件)	12,355	14,407	14,966	15,371	14,877	15,689

※山口県の「精神及び行動の障害」による外来件数は、山口県国民健康保険疾病分類別統計表によるもので、市町保険者及び医師国民健康保険組合を対象としている。

なお、後期高齢者医療制度及び旧老人保健医療制度受給対象者は含まれていない。

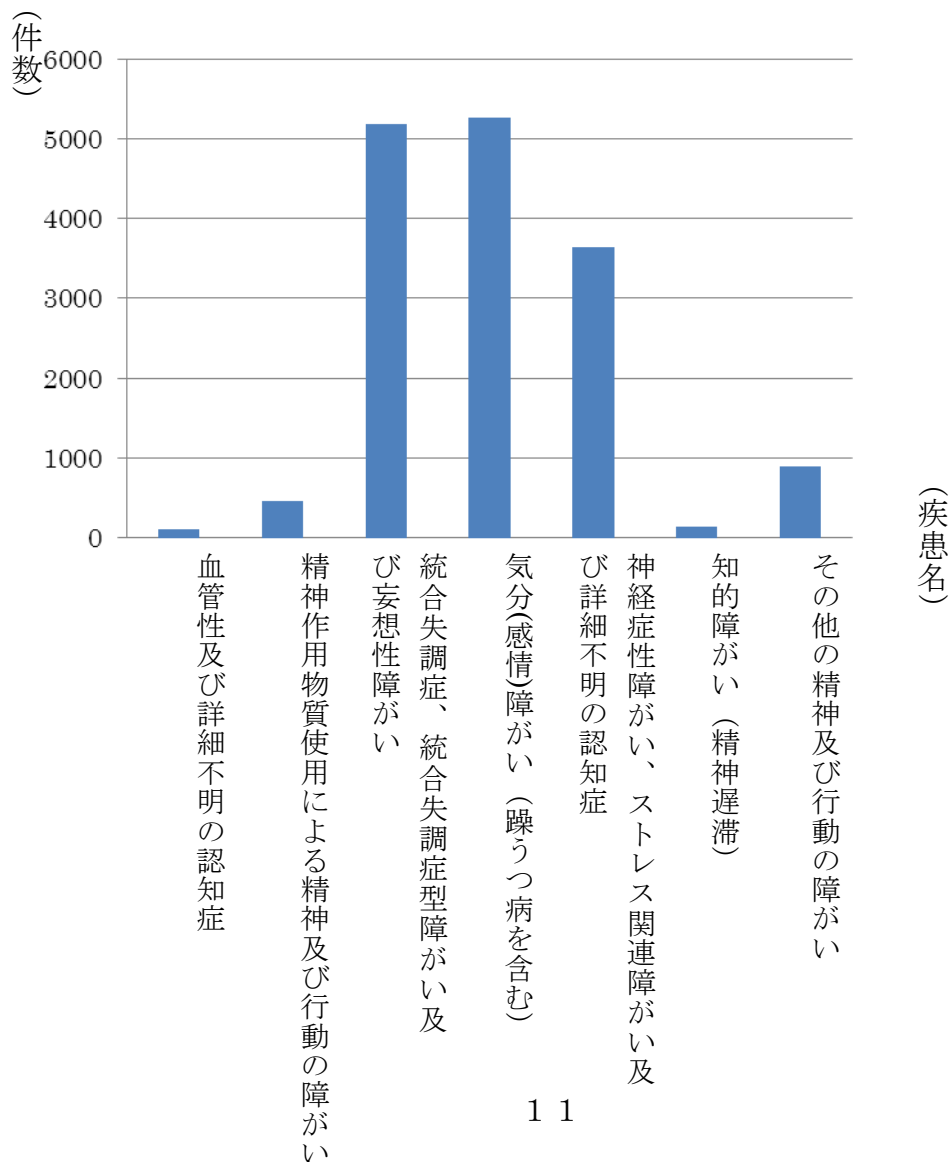
● 山口県の「精神及び行動の障害」による疾患別外来件数

山口県における「精神及び行動の障害」による疾患別外来件数では、気分（感情）障がい、統合失調症、神経症性障がいの疾患が多くなっています。

（平成 23 年 5 月）

疾 患 名	件 数
血管性及び詳細不明の認知症	103
精神作用物質使用による精神及び行動の障がい	468
統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい	5,177
気分（感情）障がい（躁うつ病を含む）	5,259
神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい	3,647
知的障がい（精神遅滞）	140
その他の精神及び行動の障がい	895
合 計	15,689

※上記も山口県国民健康保険疾病分類別統計表によるもの。



(4)「障害程度区分」審査判定の状況

「障害程度区分」は、区分6が重度で、区分1にいくほど軽度となり、日常生活上支援が必要ない場合は非該当となります。介護給付のサービスを利用する際には、「障害程度区分」の判定が必要となります。(同行援護を除く。)

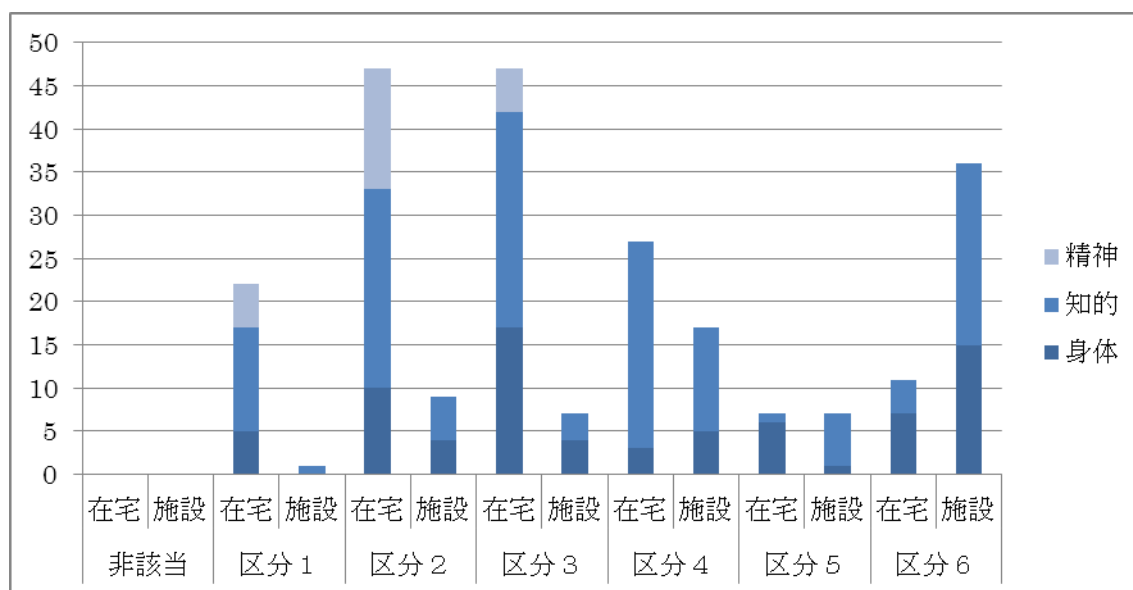
判定方法は、まず聞き取りにより認定調査の一次判定結果及び特記事項を作成します。これに医師意見書を加えて、障害者自立支援認定審査会に提出し、1合議体につき5名の委員により、3年以内の期間を定めて区分を認定します。

在宅では軽度の区分の障がい者が多く、施設入所では重度の区分の障がい者が多くなっています。

<「障害程度区分」の認定状況>

(平成23年10月) (人)

区 分		非該当	1	2	3	4	5	6	合計
身 体	在宅者	0	5	10	17	3	6	7	48
	施設入所者	0	0	4	4	5	1	15	29
知 的	在宅者	0	12	23	25	24	1	4	89
	施設入所者	0	1	5	3	12	6	21	48
精 神	在宅者	0	5	14	5	0	0	0	24
	施設入所者	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	在宅者	0	22	47	47	27	7	11	161
	施設入所者	0	1	9	7	17	7	36	77
割 合	在宅者	0%	13.7 %	29.2 %	29.2 %	16.8 %	4.3%	6.8%	100%
	施設入所者	0%	1.3%	11.7 %	9.1%	22.1 %	9.1%	46.7 %	100%



(5) 障がい者の雇用状況

公共職業安定所館内の障がい者の雇用状況です。

平成20年度以前は、旧小野田公共職業安定所管内（山陽小野田市、美祢市、旧楠町）における統計数値で、平成21年度以降は、公共職業安定所の統合により、宇部公共職業安定所管内の統計数値となっています。

平成17年に「障害者雇用促進法」が整備され、管内の雇用率は毎年少しずつ伸びており、平成21年度以降は「障害者法定雇用率」の1.8%を上回っています。

なお、公共職業安定所での求職や相談のほか、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所や「障害者就業・生活支援センター」などの支援を得て、一般就労に結びつくケースもあります。

公共職業安定所調（各年度6月）

年度	企業数 (箇所)	障がい者数 (人)	管内雇用率 (%)	県雇用率 (%)	国雇用率 (%)
13	32	110.0	1.58	1.91	1.49
14	35	112.0	1.61	1.99	1.47
15	33	94.0	1.44	1.92	1.48
16	34	98.0	1.47	2.11	1.46
17	34	97.0	1.58	2.08	1.49
18	33	113.5	1.67	2.08	1.52
19	34	124.5	1.78	2.17	1.55
20	35	107.5	1.75	2.22	1.59
21	130	482.0	1.82	2.22	1.63
22	124	489.0	1.90	2.28	1.68

※「障がい者数」は、次に掲げる者の合計。

平成5年～平成17年 身体障がい者（重度身体障がい者はダブルカウント）、知的障がい者（重度知的障がい者はダブルカウント）、重度身体障がい者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～ 平成17年までの対象者に精神障がい者（精神障がい者である短時間労働者は0.5でカウント）を加えた数

2 障がい者施策を取り巻く環境の変化

○ 近年の国、県の法制度等の動き

年	法制度等の動き	主な内容
H16	◆「障害者基本法」の改正	・ 障がいを理由とする差別の禁止、障がい者計画の策定義務化など
H17	◆「発達障害者支援法」の施行	・ 発達障がいの定義・法的位置づけの確立、乳幼児期から成人期までの一環支援の推進など
	◆「障害者雇用促進法」の改正	・ 精神障がい者に対する雇用対策の強化（精神障がい者を各企業の雇用率の算定対象に加える等） ・ 在宅就業障がい者に対する支援（在宅就業障がい者又は在宅就業支援団体に仕事を発注する事業主に、「障害者雇用納付金制度」において特例調整金等を支給等）
H18	◆「障害者自立支援法」	・ 3 障がいの制度格差の解消、利用者本位のサービス体系に再編、就労支援の抜本的強化など
	◆「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行	・ 高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、移動・施設利用の利便性・安全性の向上を推進
H19	◆学校教育法の改正	・ 盲、聾、養護学校を特別支援学校に一本化 ・ 特別支援学校において、小中学校に在籍する障がいのある児童への助言援助 ・ 小中学校等において、学習障がい（LD）・注意欠陥多動性障がい（ADHD）等への支援
	◆重点施策実施5ヵ年計画	・ 障がい者の地域での自立を基本としたライフサイクルを通じた総合的支援 ・ 障がい者の地域での自立や社会参加の障壁を除くため、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境整備の推進 ・ 「障害者自立支援法」の見直しの検討
H20	◆山口県工賃倍増計画	・ 障がい者の地域での自立授産施設等における工賃引き上げの取組みを支援 （工賃倍増支援センター設置事業、経営改善の手引き作成事業、就労活動レベルアップ事業）

	◆山口県ユニバーサルデザイン実効計画	・年齢や障がいの有無を超えて誰もが利用しやすい生活環境を整備する取組の推進 (「全国障害者スポーツ大会」の開催に向けた取組推進、子育て支援・少子化対策として取組強化)
	◆「障害者自立支援法」の抜本的な見直し	・「障害者自立支援対策臨時特例交付金」による基金事業継続の検討等
H21	◆「身体障害者福祉法」の一部改正	・「肝臓機能障害」を障がい事由に追加。重症の「肝臓機能障害」が一定期間継続している場合に１級から４級を認定。(平成 22 年 4 月 1 日施行)
	◆「障がい者制度改革推進本部」発足	・「障害者の権利に関する条約」の締結に必要な国内法の法整備を始めとする「障害者」に係る制度の集中的な改革を目的として発足。
H22	◆「障がい者制度改革推進会議」開催	・障がい者施策の推進に関する意見を求めることを目的として開催される。
	◆「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の成立。 12 月 10 日公布。 施行は、平成 24 年 4 月 1 日。(一部は公布の日、平成 24 年 4 月 1 日までの間において政令で定める日等)	【「障害者自立支援法」関係】 ・利用者負担の見直し(平成 24 年 4 月 1 日施行予定) 利用者負担について、応能負担を原則とする。 「障害福祉サービス」と補装具の利用者負担を合算し、負担を軽減。 ・「障害者」の範囲の見直し(公布日施行) 「発達障害」が「障害者自立支援法」の対象となることを明確化(公布日施行)。 ・相談支援支援の充実(平成 24 年 4 月 1 日施行予定) 相談支援の強化 支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大 ・障がい児支援の強化(平成 24 年 4 月 1 日施行予定) 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設 在園期間の延長措置の見直し ・地域における自立した生活のための支援の充実 グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設(平成 23 年 10 月 1 日施行) 重度の視覚障がい者の移動を支援するサービス(同行援護)の創設(平成 23 年 10 月 1 日施行) その他児童デイサービスに係る利用年齢の特例(公布日施行) など

		【児童福祉法関係】 ・障がい児の範囲の見直し 障がい児の定義について「精神に障害のある児童（発達障害者支援法に規定する発達障害児を含む。）」が付け加えられた。 ・障がい児施設の一元化 ・障がい児の入所による支援の見直し ・障がい児の通所による支援の見直し ・障がい児相談支援事業の創設
H23	◆「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」 6月24日公布 平成24年10月1日施行	・障がい者の権利利益の擁護を目的とする。 ・①養護者による障がい者虐待、②障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待を「障害者虐待」とすることを定めた。 ・虐待防止施策として、何人も障がい者を虐待してはならない旨の規定、障がい者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定を定めたなど。
	◆「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（案）」	・障がい者制度改革推進会議において、「障害者総合福祉法」の骨格提言が示された。 （「障害者総合福祉法」（仮称）は、平成24年国会への法案提出、平成25年8月までの施行を目指すとされている。）
	◆「障害者基本法の一部を改正する法律」 8月5日公布、施行（一部の施行を除く。）	・「障害者の権利に関する条約（仮称）」の締結に向けた国内法の整備の一つとして改正。 ・たとえば障がい者について次のように定義。 「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」
	◆「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準の一部改正について」	・「発達障害」の認定基準を明記

○「障害者自立支援法」における国の支援措置

「障害者自立支援法」の円滑な施行を図るため、次のような緊急措置等が講じられてきました。

1 利用者負担の軽減

年	主な内容
H18	「障害者自立支援法」施行 ・新制度の下では、利用したサービスの量（費用）に応じて、その1割を利用者が負担することを原則とし、所得に応じた月額負担上限を設定した。 ・さらに負担軽減策として、在宅で、訪問サービス・通所サービスを利用する場合の社会福祉法人軽減、施設入所やグループホームを利用する場合の個別減免や補足給付の制度を設けた。
H19	4月～「障害者自立支援法円滑施行特別対策」の実施。 ・通所サービス、訪問サービス等、在宅でサービスを利用している方の場合、 ①市町村民税課税世帯のうち、市町村民税所得割16万円未満の世帯まで、負担上限月額の軽減範囲を拡大し、 ②軽減の額を従来の最大2分の1から4分の1までに拡大した。 ・施設入所、グループホーム、ケアホーム等を利用している方の場合、 ①個別減免の資産要件を緩和し、 ②収入認定における工賃収入の控除の適用範囲を、旧知的障害者通所寮、グループホーム等にも拡大し、 ③食費等実費負担の算出においても工賃控除を適用し、 ④入所施設の補足給付額の上限を拡大した。
H20	7月～緊急措置による利用者負担の見直し ・通所サービス、訪問サービス等、在宅でサービスを利用している方の場合（「障害者」）、通所サービスのみを利用する場合は低所得2において利用者負担を軽減した。 ・「障害児」のいる世帯に対し、在宅の場合、施設入所の場合それぞれにおいて、更に利用者負担を軽減した。 ・世帯について、「原則、住民票上の世帯（世帯単位）」から「「障害者」（18歳以上）の場合、住民票や扶養関係にかかわらず、「障害者」本人及びその配偶者のみで認定（個人単位）」されることとなり、範囲が見直された。
H21	4月～利用者負担の軽減措置の延長と拡充 ・平成21年3月末を期限として行ってきた低所得世帯を中心とした利用者負担の軽減措置は、平成21年4月以降も継続することとなった。 ・通所サービスの食費の実費負担を軽減する措置（食事提供体制加算）が、平成24年3月末まで延長されることとなった。

	7 月～ ・利用者負担の軽減に当たり要件とされていた資産要件が廃止された。 ・利用者負担（個別減免及び食費等実費負担）の算定にあたり、心身障害者扶養保険制度に基づく年金が収入から控除されることとなった。
H22	4 月～低所得者の利用者負担の無料化 ・通所サービス、訪問サービス等、在宅でサービスを利用されている方（障がい者）の場合（施設入所者、グループホーム等入居者以外であって、在宅で障害福祉サービスを利用している者）、低所得者（市町村民税非課税世帯）につき、利用者負担を無料化することとなった。 ・障がい児のいる世帯に対し、在宅の場合、施設入所の場合それぞれにおいて、低所得者（市町村民税非課税世帯）につき利用者負担を無料化することとなった。 ・補装具の給付において、低所得者（市町村民税非課税世帯）につき、利用者負担を無料化することとなった。
H23	10 月～グループホーム・ケアホームの利用の際の助成 ・グループホーム・ケアホーム利用者のうち、市町村民税非課税世帯の方に対し、利用者 1 人当たり月額 1 万円を上限として家賃を助成することとなった。
H24	平成 24 年 4 月～利用者負担の軽減 ・利用者負担について、応能負担を原則とすることを「障害者自立支援法」に明記する。 ・「障害福祉サービス」と補装具の利用者負担を合算して上限額を設定することにより、利用者の負担を軽減することとなった。

2 事業者に対する激変緩和措置等

年	主な内容
H18	「障害者自立支援法」施行 ・旧制度では月額報酬制であったが、新制度では日額報酬制になった。
H19	4月～「障害者自立支援法円滑施行特別対策」の実施 ・日額報酬制に伴い減収している通所事業所を中心として対策を実施。 具体的には、旧法入所施設、旧法通所施設、障がい児施設において、月額報酬制の最後の月である平成18年3月（障がい児施設の場合は平成18年9月）の利用実績の80%までを給付費で加算し、保障。その後80%から90%へ引き上げ。 （事業運営円滑化事業となり、平成21年3月までの時限とされた。）
H20	4月～本体報酬単価の引き上げ等 ・日額報酬制の影響が大きい通所サービス（児童デイサービスを除く。）について、本体報酬の単価を4.6%引上げ、定員を超えた受け入れも可能とする。 ・入所サービスにおいて利用者が長期間の入院又は外泊をした場合の加算を拡充。
H21	4月～全面的報酬改定 ・平均5.1%の報酬単価引き上げ ・事業運営円滑化事業について、事業所のより一層の安定的な運営を確保するため、平成24年3月まで、事業運営安定化事業として延長された。 10月～移行時運営安定化事業の実施 ・平成18年度から平成23年度までの間に、旧法施設が新体系へ移行した場合であって、新体系移行後の報酬が旧体系における報酬（新体系移行前月の報酬水準）を下回る場合に、その差額について助成することとなった。

3 新法への移行等のための緊急的な経過措置

直ちには移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な支援。

- 小規模作業所等に対する助成
- 移行への改修等経費、グループホーム借上げのための初度経費の助成
- 制度改正に伴う経費増への対応、広報・普及啓発等

【3】 第2期計画の実績と進捗状況について

第2期計画における平成23年度の目標計画見込量について、平成23年度までの進捗状況を分析・評価し、第3期計画において見直しを図ります。

1 「障害福祉サービス」等の実績と進捗状況

(1) 「障害福祉サービス」

平成23年度までに、施設は全て新体系に移行します。市内の障がい者が利用している法定施設（デイサービスを含む。）については平成23年9月末において、7割の施設が新体系へ移行しています。

＜平成23年度末の新体系への移行状況＞

(いずれも各年度末)

区 分		18	19	20	21	22	23 (9月末)	23
身体障がい者施設	計 画	0%	38%	69%	54%	77%	—	100%
	実 績	6%	23%	27%	67%	76%	85%	
知的障がい者施設	計 画	0%	12%	20%	28%	42%	—	100%
	実 績	3%	13%	16%	27%	38%	59%	
精神障がい者施設	計 画	0%	20%	20%	100%	100%	—	100%
	実 績	19%	69%	75%	100%	100%	100%	
合 計	計 画	0%	15%	30%	39%	53%	—	100%
	実 績	5%	20%	23%	44%	54%	72%	

① 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅で訪問による介護や、通院等へ同行などの支援を受けるサービスです。

第2期計画では、平成20年度の1人1か月の平均利用時間を基にして、実績等から利用者数を見込むとともに、施設からの地域生活移行及び精神障がい者の退院促進等により、訪問系サービスが増加することを見込みました。

しかし、平成23年度までの実績は居宅介護のみで、重度訪問介護、行動援護、「重度障害者等包括支援」については利用がありませんでした。

○ 居宅介護

居宅において、入浴、排泄、食事の介護や家事など生活全般にわたる支援を行います。実利用人数の実績は計画を下回っていますが、平成21年度以降は年度ごとに実利用人数が増加していることから、広くサービスが利用されていると考えられます。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (見込量)
計画	5,092 —	9,815 —	10,188 —	6,960 (29人)	7,920 (33人)		8,880 (37人)
実績	3,100 (26人)	6,052 (27人)	5,387 (25人)	4,529 (23人)	4,151 (26人)	2,214 (31人)	

○ 重度訪問介護

常に介護を必要とする重度の肢体不自由者に、居宅において、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援や見守りなどを総合的にを行います。現在のところ利用がありません。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (見込量)
計画	0 —	3,959 —	3,959 —	1,460 (1人)	2,920 (2人)		4,380 (3人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	

○ 行動援護

知的障がい者又は精神障がい者に、買い物や通院などで行動する際の危険を回避するために必要な支援を行います。

現在、1名の支給決定を行っていますが利用はありません。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (見込量)
計画	0 —	0 —	0 —	208 (1人)	416 (2人)		832 (4人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	

○「重度障害者等包括支援」

常時介護を必要とし、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護その他の「障害福祉サービス」を包括的に提供します。現在のところ利用はありません。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (見込量)
計画	0 —	0 —	0 —	0 (0人)	0 (0人)		0 (0人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	

② 日中活動系サービス

新体系に移行した施設でのサービスは、日中活動系サービスと居住系サービスに分かれます。

平成23年度末までにすべての施設が新体系へと移行するため、第2期計画では施設の新体系への移行予定と平成20年度の1人の平均利用量をもとに、新たな利用者の増加等を勘案して、平成23年度の見込量を設定しました。

○ 生活介護

常に介護を必要とする方に、日中に入浴、食事、排泄等の介助を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。実際の利用者の中には、施設に入所して常時利用している方と、通所により月に数日利用する在宅の方がいます。施設の新体系移行が進むにつれて、平成21年度から実利用人数は実績が計画を下回っていますが、延べ利用日数は実績が計画を上回っています。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (見込量)
計画	0	3,432	5,808	8,100 (45人)	11,880 (66人)		21,648
実績	0 (0人)	1,732 (16人)	3,539 (20人)	9,586 (42人)	12,517 (61人)	9,009 (82人)	

○ 自立訓練(機能訓練)

地域で生活する上で、身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、施設への通所や在宅への訪問により、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。このサービスを提供する施設が少ないこともあり、利用が進んでいません。

<年間利用日数>

※ () は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (見込量)
計画	0	0	264	8,100 (45人)	11,880 (66人)		16,560 (92人)
実績	0 (0人)	97 (1人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	

○ 自立訓練(生活訓練)

知的障がい者又は精神障がい者に、入浴や排泄、食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行います。このサービスの利用期間は原則として2年間までとなっていますが、実利用人数が増加しています。

<年間利用日数>

※ () は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (見込量)
計画	0	792	792	1,056 (4人)	2,640 (10人)		4,224 (16人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	509 (4人)	971 (7人)	899 (10人)	

○ 就労移行支援

一般企業への就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動や職場体験等の活動の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場への定着他の目に必要な相談等を行います。新体系へ移行した施設での利用が進み、計画に沿って実利用人数が伸びています。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (見込量)
計画	0	528	1,320	2,052 (9人)	3,192 (14人)		4,104 (18人)
実績	298 (3人)	316 (7人)	1,352 (6人)	2,389 (13人)	2,261 (12人)	1,895 (19人)	

○ 就労継続支援(A型)

一般企業等での雇用が困難な障がい者に、雇用契約等により生産活動その他の活動の機会の提供等就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。新体系へ移行した施設や新たに開設した施設での利用が進み、実績が計画を上回っています。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (見込量)
計画	0	0	264	900 (5人)	1,260 (7人)		1,980 (11人)
実績	355 (3人)	579 (5人)	524 (3人)	742 (3人)	1,607 (9人)	1,547 (12人)	

○ 就労継続支援(B型)

就労移行支援等を利用したが一般企業等への雇用が難しい障がい者や、一定年齢に達している障がい者等に生産活動にかかる知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。平成24年4月に移行予定の施設もありますが、実利用人数は年々増加しています。

<年間利用日数>

※ () は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (見込量)
計画	0	2,112	3,696	5,304 (26人)	6,528 (32人)		19,380 (95人)
実績	341 (3人)	894 (13人)	3,041 (18人)	4,816 (26人)	6,373 (37人)	5,625 (43人)	

○ 療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話を行います。第1期計画では重症心身障がい児施設が平成20年度に新体系へ移行する予定でしたが、平成23年度に移行が遅れたため計画を下回っています。

<年間実利用人数>

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (見込量)
計画	1	1	5	1	1		6
実績	1	1	1	1	1	1	

○ 児童デイサービス

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。

平成 21 年度までは実績が計画を下回っていましたが、平成 22 年度末に新たに施設が開設されたこともあり平成 23 年度では実績が計画を大きく上回る見込みです。

<年間利用日数>

※ () は実利用人数

年度	18 (10 月～)	19	20	21	22	23 (9 月末)	23 (見込量)
計画	36	96	120	90 (6 人)	105 (7 人)		120 (8 人)
実績	18 (3 人)	88 (4 人)	71 (5 人)	72 (6 人)	201 (15 人)	769 (24 人)	

○ 短期入所

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排泄・食事の介護等を行います。

第 2 期計画では、平成 20 年度の実績による年間平均利用量をもとに、毎年 1 人の増加を見込みましたが、実利用人数は横ばいで利用日数は計画を下回っています。

<年間利用日数>

※ () は実利用人数

年度	18 (10 月～)	19	20	21	22	23 (9 月末)	23 (見込量)
計画	864	1,008	1,152	1,050 (21 人)	1,100 (22 人)		1,150 (23 人)
実績	312 (12 人)	817 (20 人)	1,057 (22 人)	1,111 (11 人)	849 (10 人)	368 (10 人)	

③ 居住系サービス

居住系サービスは、夜間や休日に生活の場を提供するサービスであり、日中活動系サービスと組み合わせて利用されます。利用者数を第1期計画と比べると、施設の新体系への移行があまり進んでいないため、サービス利用量はあまり伸びていません。

○ 共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)

知的障がい者や精神障がい者が夜間や休日に共同生活を行う住居で、グループホームは相談や日常生活上の援助等を行い、ケアホームはそれに加えて入浴・排泄・食事の介護等を行います。計画の目標値に向けて整備が進んでいます。

<年間実利用人数>

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (見込量)
計画	24	28	33	28	38		52
実績	17	18	19	27	40	40	

○ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日に入浴・排泄・食事の介護等を行います。施設の新体系への移行が進んでいないため、実績が計画を下回っていますが、平成23年度末には計画に近くなる見込みです。

<年間実利用人数>

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (見込量)
計画	0	21	34	37	58		89
実績	0	9	12	42	48	54	

(2) 指定相談支援

「障害福祉サービス」を利用する方のうち、入院・入所から地域生活へ移行するために一定期間集中的な支援を必要とする方や単身で生活している場合で自らサービスの利用に関する調整を行うことが困難な方などに、計画的なプログラムに基づく支援を行います。

実績が計画を下回っていますが、少しずつ利用者が増えている一方で指定相談支援事業の基盤整備を強力に推進していく必要があります。

<年間実利用人数>

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (見込量)
計画	10	15	20	5	7		12
実績	0	0	2	3	5	6	

(3) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、「障がい福祉サービス」や他の必要とするサービスの利用調整などを行うとともに、虐待防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した生活を営むことができるようにすることを目的としています。

○ 相談支援事業所

市では、宇部市と共同で次の3箇所の相談支援事業所に相談を委託しており、どの事業所でも3障がいの相談を受けることができます。相談件数は年々増加しています。

- ・「宇部市障害者生活支援センター・ぴあ南風」
- ・「総合相談支援センター・ぷりずむ」
- ・「生活支援センター・ふなき」

<年間相談件数>

※（ ）は実利用人数

年 度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (9月末)
相談件数	215	408 (78人)	1,938 (106人)	1,724 (73人)	2,114 (91人)	1,099 (63人)

「心身障害児簡易通園施設なるみ園」では、障がい児の療育の他に、発達相談室スマイルにおいて療育相談を実施しており、市内で相談を受けられる体制づくりを強化しています。

○ 「障害者就業・生活支援センター」

就職を希望する障がい者や、会社での労働や地域での生活についての悩み等を抱えている障がい者に対して、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、障がい者の就労と生活に関する指導、助言など、職業生活における自立を図るための支援を行っています。

- ・光栄会「障害者就業・生活支援センター」（宇部・小野田圏域）

② コミュニケーション支援事業

意思疎通を図るために支援が必要な聴覚・言語障がい者等に、手話通訳又は要約筆記等の方法により意思疎通を図る手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

派遣回数、利用人数ともに少しずつ伸びています。

＜年間の手話奉仕員等の派遣回数＞

※（ ）は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (見込量)
計画	10	20	30	21 (7人)	24 (8人)		30 (10人)
実績	20 (4人)	22 (4人)	15 (6人)	26 (7人)	20 (7人)	23 (8人)	

③ 日常生活用具等給付事業

重度障がい者の在宅での安心した生活を支援するため、日常生活用具等の給付を行います。膀胱・直腸機能障がいの方に給付する排泄管理支援用具（ストーマ装具）は、障害者自立支援法施行後に補装具から日常生活用具による給付となりました。実績が計画とほぼ同じように推移し、少しずつ伸びてきています。

＜年間の給付件数＞

※（ ）は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (見込量)
計画	105	115	125	910 (110人)	1,000 (120人)		1,100 (130人)
実績	131 (85人)	756 (93人)	830 (100人)	778 (110人)	942 (135人)	560 (109人)	

※平成21年度以降、ストーマ・紙おむつは1か月の支給を1件として算出。

④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

平成23年度は実利用人数が計画を上回っていますが、視覚障がい者の移動支援の利用は今後同行援護に移行する見込みです。

<事業所数、年間の利用時間>

※（ ）は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (見込量)
計画	— 744 時間 (7 人)	— 1,488 時間 (8 人)	— 1,488 時間 (8 人)	6 か所 1,032 時間 (6 人)	6 か所 1,204 時間 (7 人)		7 か所 1,548 時間 (9 人)
実績	— 421 時間 (6 人)	— 830 時間 (7 人)	— 860 時間 (5 人)	5 か所 903 時間 (6 人)	8 か所 951 時間 (7 人)	8 か所 560 時間 (10 人)	

⑤ 地域活動支援センター

就業が困難な在宅の障がい者に、創作的活動又は生産活動の機会を提供したり、機能訓練や社会適応訓練、相談支援などを行います。市内4箇所の小規模作業所のうち、3箇所の小規模作業所が地域活動支援センターに移行しました。

<年間実利用人数>

年 度	18	19	20	21	22	23 (9月末)
地域活動支援センター	36	61	67	86	86	75
工房おれんじ	16	30	29	41	43	37
あさレインボー	15	22	26	30	27	24
かに工房	5	9	12	15	16	14
「心身障害者福祉作業所のぞみ園」	19	20	20	19	18	18

⑥ 訪問入浴サービス事業

障がい者のいる家庭に移動入浴車で訪問し、入浴サービスを行うことにより、障がい者の清潔と健康を保つことを目的としています。

平成22年度以降は利用がありません。

＜年間利用回数＞

※（ ）は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (見込量)
計画	36 (1人)	72 (2人)	108 (3人)	160 (4人)	200 (5人)		180 (5人)
実績	36 (1人)	82 (2人)	114 (4人)	84 (2人)	0 (0人)	0 (0人)	

⑦ 日中一時支援事業

施設や学校の空き教室等を利用して、障がい者等の日中における活動の場を確保し、社会に適応するための日常的な訓練を行うことにより、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。近年は利用者が増え、実績が計画を上回っています。

＜事業所数、年間利用回数＞

※（ ）は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (見込量)
計画	— 360時間 (11人)	— 420時間 (11人)	— 480時間 (11人)	— 1,600時間 (40人)	— 1,640時間 (41人)		か所 1,680時間 (42人)
実績	— 1,130時間 (27人)	— 1,497時間 (39人)	— 1,575時間 (39人)	17か所 1,857時間 (44人)	23か所 2,649時間 (64人)	23か所 1,287時間 (50人)	

⑧ 社会参加促進事業

○ ふれ合い運動会の開催

市内の障がい者や高齢者が参加し、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、相互の交流とふれあいを助長することを目的とし、社会福祉協議会と共同で実施しています。

○ 点字・声の広報等発行事業

市内のボランティアグループによる広報紙の朗読活動を支援しています。

点字による広報や広報の朗読テープは、ボランティアグループから直接届けられたり、市を通じて郵送されたりしています。

○ 奉仕員養成研修事業

市内の手話奉仕員、要約筆記奉仕員等についての養成研修を隔年で実施してきました。養成研修終了後にコミュニケーション支援の従事者として、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の登録をお願いし、登録者数は計画どおりに伸びました。

＜手話奉仕員登録者数＞

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (見込み)
計画	—	—	—	20	20	30
実績	12	12	12	21	21	30

＜要約筆記奉仕員登録者人数＞

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (見込み)
計画	—	—	—	20	30	30
実績	11	20	20	20	30	30

⑨ 自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がい者又は知的障がい者が自動車運転免許を取得する場合の経費や、重度の肢体不自由障がい者が自動車を改造する場合に、費用の一部を助成します。

＜年間助成件数＞

※（ ）は実利用人数

年度	18 (10月～)	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (見込量)
計画	5	5	5	5 (5人)	5 (5人)		5 (5人)
実績	4 (4人)	1 (1人)	2 (2人)	3 (3人)	5 (5人)	1 (1人)	

⑩ 訓練等給付事業

在宅又は入所により生活訓練等を利用している方に訓練費等を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的としています。利用していた施設が平成20年9月に新体系へ移行したことにより、利用するサービスが変更したため訓練等給付の対象ではなくなったので、平成20年10月以降の給付はなくなりました。

＜年間給付件数＞

※（ ）は実利用人数

年度	18	19	20	23 (見込量)
計画	36	36	36	36
実績	36 (3人)	24 (2人)	12 (2人)	

2 「障害福祉サービス」等の数値目標の進捗状況

計画の重点目標である「入所から地域生活への移行の推進」と「施設から一般就労への移行の推進」について、第1期計画で施設が新体系への移行を終了する平成23年度を目標年度として、数値目標を設定しました。

① 施設入所者の地域生活への移行

平成17年10月の施設入所者のうち、平成23年度までに入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行した人数の実績です。(国基準：平成17年10月の全入所者の10%以上)

移行者数は、計画を上回って伸びています。

<人数>

年度	18	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (第1期目標値)
地域生活 移行者数	3	2	1	2	10	0	9人

※平成17年10月の全入所者数：89人

② 施設から一般就労への移行

平成17年10月の全施設利用者のうち、平成23年度末までに施設退所し、一般就労する人数の実績です。(国基準：第1期計画時点の4倍(又は全施設利用者数の2%)以上)

現在は、目標値の半分である4人の一般就労への移行がありました。

<人数>

※第1期計画時点(平成17年度)：2人

年度	18	19	20	21	22	23 (9月末)	23 (第1期目標値)
一般就労 移行者数	1	1	0	0	1	1	8人(又は4人)

【4】「障害福祉サービス」等利用者アンケートの集計結果について

1 アンケート調査の概要

① 調査対象

- ・「障害福祉サービス」のうち、在宅・通所サービス利用者
- ・「障害福祉サービス」のうち、施設入所支援サービス利用者
- ・「障害福祉サービス」を利用していないが「身体障害者手帳」、療育手帳、「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかの所持者

② 調査方法

- ・それぞれの調査対象者別のアンケートを作成し、調査対象者から合計315人を無作為抽出し、郵送配布・郵送回収によりアンケート調査を実施。

③ 回収結果

種 別	送付数	回収数	回収率
在宅・通所サービス利用者	145	76	52%
施設入所支援サービス利用者	40	38	95%
「障害福祉サービス」を利用していない手帳所持者	130	77	59%
合 計	315	191	61%

2 アンケートの回答内容について

① 障がいの種別

アンケートに回答した191人の障がいの種別は、身体障がいのある方が97人、知的障がいのある方が97人、精神障がいのある方が25人となっています。

(人)

障がいの種別	在宅	施設	手帳	合計
身体障がい	8	8	60	76
知的障がい	48	21	5	74
精神障がい	11	0	3	14
身体障がいと知的障がい	6	7	2	15
身体障がいと精神障がい	0	0	3	3
知的障がいと精神障がい	3	0	2	5
3障がいすべて	0	2	1	3
不明	0	0	1	1
合 計	76	38	77	191

※在宅・通所サービス利用者について「在宅」、
施設入所支援サービス利用者について「施設」、
「障害福祉サービス」を利用していない手帳所持者について「手帳」
の欄にそれぞれ集計。以降、同じ。

② アンケートの回答者

回収されたアンケート191通のうち、「本人」による回答は51%で一番多く、次いで「家族」の35%となっています。

(人)

回答者	在宅	施設	手帳	合計
本人	31	10	56	97
家族の方	43	3	20	66
施設の方	1	24	0	25
その他	0	0	0	0
不明	1	1	1	3
合 計	76	38	77	191

③ 「障害程度区分」

「在宅通所サービス利用者」（以下「在宅利用者」という。）のアンケートに回答した76人の「障害程度区分」は、「区分2」が15人で一番多く、次に多いのは「区分3」で13人となっています。

「施設入所支援サービス」（以下「施設利用者」という。）のアンケートに回答した38人の「障害程度区分」は、「区分6」が12人で一番多く回答者の32%となっています。

(人)

「障害程度区分」	在宅	施設	合計
区分6	2	12	14
区分5	0	3	3
区分4	8	5	13
区分3	13	3	16
区分2	15	2	17
区分1	6	0	6
非該当	5	0	5
申請中	0	5	5
受けていない	11	6	17
不明	16	2	18
合 計	76	38	114

④ サービスに対する満足度

サービスに対する満足度は、在宅利用者の方では前回よりも高く、施設利用者の方では前回よりも低くなっていますが、およそ8割の方がいずれも「満足」又は「まあまあ満足」と回答しています。

(%)

満足度	在宅		施設	
	前回	今回	前回	今回
満足	76.0	25.0	96.6	42.1
まあまあ満足		53.9		42.1
やや不満	24.0	6.6	3.4	10.5
不満		1.3		5.3
不明	—	13.2	0.0	0.0
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0

⑤ サービスを利用する上で望むこと(2つまで選択)

在宅利用者の方がサービスを利用する上で望むことについては、「急なときでもすぐに対応してくれること」、「親切、ていねいにサービスを提供してくれること」、「利用者や家族の希望をしっかりと聞いてくれること」の順に多くなっています。

＜重複回答あり＞

(人)

項 目	在宅
親切、ていねいにサービスを提供してくれること	29
利用者や家族の希望をしっかりと聞いてくれること	25
急なときでもすぐに対応してくれること	33
手続きが簡単サービスの内容や利用料等についてわかりやすく説明してくれること	5
簡単な手続きで利用できること	13
できるだけ長い時間や多い回数の利用ができること	10
質の高いサービスを提供してくれること	15
その他	4
合 計	134

⑥ サービスを利用して良かったこと(2つまで選択)

サービスを利用して良かったことは、在宅利用者の方も施設利用者の方も「家族の負担が減った」が一番多く、在宅利用者の方では「相談する相手のできたので、不安や心配が減った」が二番目に多くなっています。

＜重複回答あり＞

(人)

項 目	在宅	施設
相談する相手のできたので、不安や心配が減った	22	10
家族の負担が減った	27	20
在宅での生活が引き続き送れる	12	—
本人や家族の外出する機会が増えた	20	9
以前に比べて身の回りのことができるようになった	8	12
その他	4	3
合 計	93	54

⑦ サービスの利用料の金額

サービスの利用料が減免されているため、金額は、在宅利用者、施設利用者いずれも 0 円の方が半数を占めています。

(人)

金 額（一月当たり）	在宅	施設
0 円	33	15
1 円～ 4,600 円	20	0
4,601 円～ 9,300 円	9	0
9,301 円～37,200 円	2	0
37,201 円～	3	0
不明	9	23
合 計	76	38

⑧ 在宅での生活(施設退所)希望と将来施設から退所して生活したい場所

施設利用者で、施設を退所して地域で生活することについて「希望する」と回答した方は前回より少なくなっています。

また、このたびのアンケートでは退所後に希望する生活の場所は、「自宅」と「グループホーム・ケアホーム」が同数なっています。

<施設退所希望について>

(人)

項 目	前回調査		今回調査	
希望する	12	41.4 %	9	23.7%
希望しない	16	55.2 %	20	52.6%
その他	—	—	6	15.8%
不明	1	3.4%	3	7.9%
合 計	29	100.0%	38	100.0%

<退所後に生活したい場所>

(人)

項 目	前回調査	今回調査
自宅（家族等と同居）	6	3
自宅（単身）		1
アパート・公営住宅	4	0
グループホーム・ケアホーム	2	4
その他	—	1
合 計	12	9

⑨ 今後利用したいサービス

在宅利用者の方では、「短期入所（ショートステイ）」や就労訓練の利用希望が多くなっています。

「障害福祉サービス」を利用していない手帳所持者（以下「手帳所持者」という。）の方では、「利用の希望はない」、「居宅介護（ホームヘルプ）」の順に多い結果となっています。

<重複回答あり>

(人)

サービス種別	在宅	手帳	合計
居宅介護（ホームヘルプ）	6	10	16
重度訪問介護	0	2	2
行動援護	1	2	3
療養介護	0	1	1
生活介護	8	8	16
児童デイサービス	3	0	3
短期入所（ショートステイ）	13	3	16
重度障害者等包括支援	0	2	2
共同生活介護（ケアホーム）	5	0	5
施設入所支援	5	3	8
自立訓練（機能訓練）	3	3	6
自立訓練（生活訓練）	4	1	5
宿泊型自立訓練	2	0	2
就労移行支援	4	1	5
就労継続支援（A型）	3	1	4
就労継続支援（B型）	10	1	11
共同生活援助（グループホーム）	7	2	9
「身体障害者通所更生施設」	0	1	1
「知的障害者通所授産施設」	10	1	11
「知的障害者通所作業所」	2	1	3
「精神障害者通所授産施設」	1	0	1
地域活動支援センター	0	5	5
小規模作業所	1	1	2
日中一時支援	5	0	5
移動支援	1	0	1
コミュニケーション支援	3	2	5
日常生活用具等給付	1	6	7
その他	1	4	5
利用の希望はない	3	16	19
合 計	102	77	179

⑩ 生活のための主な収入

アンケートを回答した191人のうち、生活していく上での主な収入は、「年金・特別障害者手当など」が最も多くなっています。

＜重複回答あり＞

(人)

主な収入	在宅	入所	手帳	合計
勤め先の給与	4	0	10	14
通所施設・作業所などの工賃	18	5	1	24
同居家族の給与・援助	33	0	16	49
別居家族や親せきの援助	1	2	1	4
事業収入（自営業など）	1	0	5	6
財産収入（家賃収入など）	0	0	0	0
年金・特別障害者手当など	39	33	51	123
その他	3	3	5	11
合 計	99	43	89	231

⑪ 一般企業や在宅での就労

「一般企業等で働いている」方は、在宅利用者の方では11%、手帳所持者の方では14%となっています。

＜現在の一般企業や在宅での就労状況＞

(人)

項 目	在宅	手帳	合計
一般企業で働いている	8	11	19
家業を手伝っている	0	3	3
自営	0	3	3
働いたことがあるが今は働いていない	18	36	54
今まで働いたことがない	31	7	38
その他	10	6	16
不明	9	11	20
合 計	76	77	153

上記で、「働いたことがあるが今は働いていない」、「今まで働いたことがない」と回答した方のうち今後の就労希望については、在宅利用者の方では37%、手帳所持者の方では14%が「希望する」と回答しています。

＜今後の就労希望について＞

(人)

項 目	在宅	手帳	合計
希望する	18	6	24
希望しない	23	16	39
その他	1	1	2
不明	7	20	27
合 計	49	43	92

⑫ 悩みや相談(3つまで選択)

現在の悩みや相談について、在宅利用者の方、手帳所持者の方いずれも「自分の健康や治療のこと」、「生活費など経済的なこと」の順に多くなっています。

＜重複回答あり＞

(人)

項 目	在宅	手帳	合計
自分の健康や治療のこと	25	33	58
生活費など経済的なこと	15	23	38
介助や介護のこと	7	8	15
家事（炊事・洗濯・掃除）のこと	8	4	12
住まいのこと	5	5	10
外出や移動のこと	7	6	13
進学のこと	4	1	5
仕事や就職のこと	10	4	14
恋愛や結婚のこと	5	2	7
緊急時や災害のこと	13	9	22
話し相手がいないこと	3	4	7
福祉などに関する情報収集のこと	8	4	12
家族や地域での人間関係のこと	5	3	8
職場や施設内での人間関係のこと	7	0	7
その他	5	2	7
特にない	14	21	35
合 計	141	129	270

⑬ 相談相手

在宅利用者の方、手帳所持者の方いずれも「家族・親せき」が一番多くなっています。

＜重複回答あり＞

(人)

相 手	在宅	手帳	合計
家族・親せき	50	44	94
友人・知人	17	17	34
学校・職場	10	3	13
ホームヘルパー	3	0	3
福祉施設・サービス事業所	18	6	24
市役所の関係課窓口	2	6	8
民生委員・児童委員	0	1	1
健康保健福祉センター	0	0	0
児童相談所	0	0	0
公共職業安定所	0	0	0
医療機関（病院や診療所など）	7	12	19
どこに相談したらよいのかわからない	3	4	7
重度の障がいのため相談にいけない	4	1	5
その他	2	3	5
合 計	116	97	213

⑭ 現在障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)を利用していない方が利用しているサービス

手帳所持者の方が利用しているサービスは、「福祉タクシー券」、「重度心身障害者医療」の順に多くなっています。

＜重複回答あり＞ (人)	
項 目	手帳
自立支援医療（更生医療）	5
自立支援医療（精神通院）	4
補装具の給付	6
重度心身障害者医療	15
福祉タクシー券	32
地域活動支援センター	0
小規模作業所	1
日中一時支援	1
移動支援	1
コミュニケーション支援	0
日常生活用具等給付	0
その他	3
利用していない	23
合 計	91

⑮ 現在障害福祉サービスを利用していない理由

⑭でサービスを利用していない方の理由は、「必要がないから」が一番多く、二番目には「内容がよくわからないから」となっています。

＜重複回答あり＞ (人)	
項 目	手帳
必要がないから	11
内容がよくわからないから	7
以前利用したけれど合わなかったから	0
自分に合ったサービス内容ではないから	1
利用料の負担が多いから	2
その他	4
合 計	25

⑩ 地域住民の障がいに対する理解

地域の住民が、障がいや障がい者に対して「よく理解している」、「どちらかといえば理解している」と答えた方は全体では31%となっており、「どちらかといえば理解していない」、「理解していない」の25%を上回っています。

(人)

項 目	在宅	入所	手帳	合計
よく理解している	5	7	1	13
どちらかといえば理解している	23	4	19	46
どちらかといえば理解していない	13	6	12	31
理解していない	5	2	9	16
わからない	23	16	25	64
不明	7	3	11	21
合 計	76	38	77	191

⑪ 今後望まれる福祉施策(5つまで選択)

今後望まれる福祉施策として全体で回答が多かった項目は「年金・手当などの所得保障の充実」、「障害福祉サービス」の充実、「障がい及び障がい者に対する理解の促進、広報、啓発」、「医療費の負担軽減」の順となっています。

<重複回答あり>

(人)

項 目	在宅	施設	手帳	合計
障がい及び障がい者に対する理解の促進、広報、啓発	31	14	32	77
福祉教育・ボランティア活動の推進	9	8	3	20
「障害福祉サービス」の充実	38	21	24	83
総合的な相談や社会生活支援を行う事業の充実	27	2	12	41
年金、手当などの所得保障の充実	43	13	46	102
医療費の負担軽減	27	13	34	74
道路、交通機関、公共建築物、公園等のバリアフリー化（利用を容易にする施策）の充実	4	7	13	24
防犯・防災対策の推進	9	2	3	14
疾病予防や障がいの早期発見等の保健医療の充実	7	4	11	22
障がい児への特別支援教育の充実	6	2	5	13
障がい児の子育て支援施策の充実	6	1	6	13
障がい者雇用の場の拡大	28	7	17	52
障がい者の雇用のため支援施策（訓練、情報提供等）の充実	19	8	9	36
点字図書・手話放送、字幕放送等の情報提供の充実	0	0	1	1
手話通訳、要約筆記制度の充実	0	0	1	1
障がい者のスポーツ、芸術・文化活動に対する支援	8	3	4	15
その他	2	4	1	7
合 計	264	109	222	595

【5】 計画策定に係る国の基本指針と課題について

1 第2期障がい福祉計画の基本指針及び概要

(1) 「障害者自立支援法」第88条第1項に基づき定める事項

- ①各年度における「指定障害福祉サービス」又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の設定
- ②①の「指定障害福祉サービス」又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- ④その他障がい福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項。

(2) 障がい福祉計画の基本的理念

市町村は、障がい者の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障がい福祉計画を作成。

- ①障がい者等の自己決定と自己選択の尊重
- ②実施主体の市町村への統一と三障がいに係る制度の一元化
- ③地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

(3) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して、数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を実施。

- ①全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- ②希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
- ③グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
- ④福祉施設から一般就労への移行等を推進

(4) 障害福祉計画が目指す目標

地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、まずはこれらの課題に対し、新体系サービスの移行を完了する平成23年度を目標年度として数値目標を設定。

数値目標

- ①平成23年度末までに、第1期計画時点（平成17年10月1日）の施設入所者の1割以上が地域生活に移行することを目指す。
- ②平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち、「受入条件が整えば退院可能な精神障害者」の解消を目指す。
- ③平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を第1期計画時点の4倍

以上とする。

2 第3期障がい福祉計画に係る国の基本指針(案)

(1) 基本的理念等

- ①基本的理念・基本的考え方、市障がい福祉計画に定める事項等について、考え方は変更しないが必要な時点修正を行う。
- ②計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とする。
- ③児童福祉法に基づく障がい児に係るサービスについては、法律上計画の策定義務はなく、任意であるが、各都道府県等の判断で障害児に係るサービスの提供体制の整備方針等を定めることが望ましい。

(2) 数値目標の設定

数値目標

- ①平成26年度末までに、第1期計画時点（平成17年10月1日）の施設入所者の3割以上が地域生活に移行することを目指す。
- ②「受入条件が整えば退院可能な精神障害者」という現在の目標値は定めない。
- ③平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を第1期計画時点の4倍以上とすることを目指す。

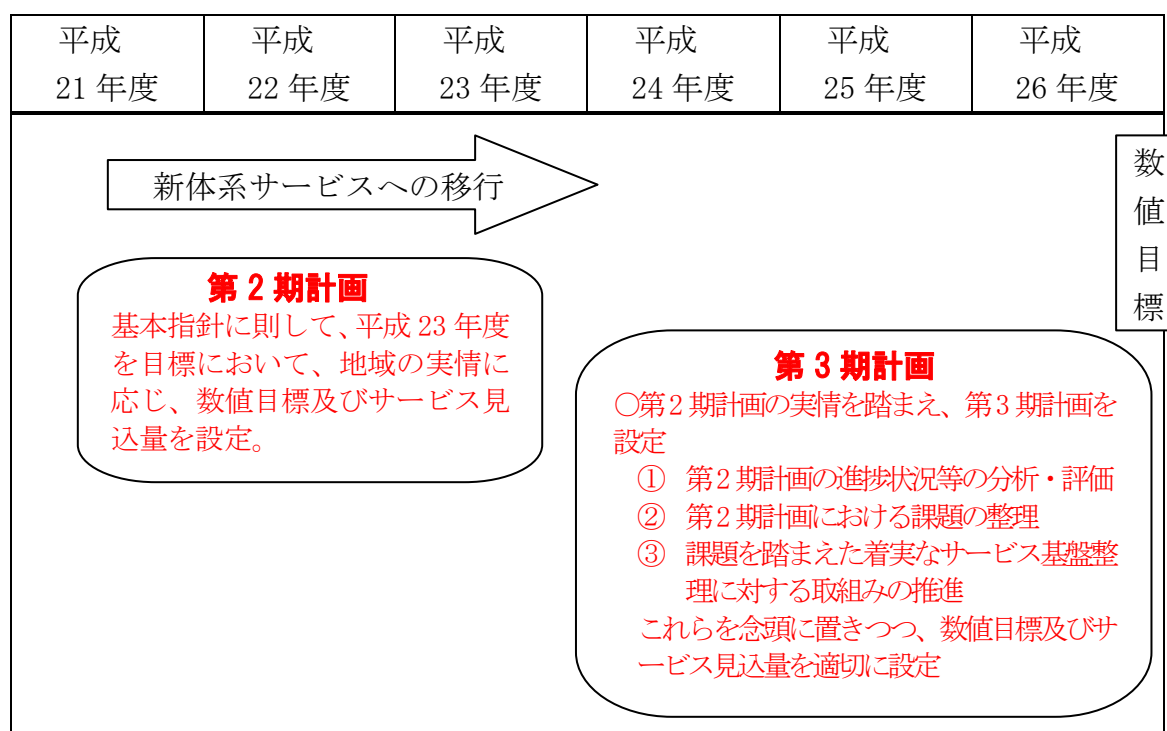
(3) サービスの見込量等の考え方

- ①現基本指針で示しているサービスの見込量及び入所定員総数の算出に当たっての指針は、数値目標に係るものを除き、基本的に変更しない。
- ②旧体系施設が全て新体系に移行できるようサービス量を見込む。
- ③18歳以上の障がい児入所施設者については、障がい者施策（「障害者自立支援法」）で対応することとなるが、地域移行者数及び入所者の削減数に係る数値目標や、サービスの見込量、入所定員総数を設定する際には、児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について「障害者自立支援法」に基づく障がい者支援施設等として利用させることとした施設を除いて行う。
- ④「障害者自立支援法」の改正により創設されるサービス（相談支援、同行援護）について見込量を設定。

3 本市の第3期障がい福祉計画

第3期計画の策定にあたっては、上記の国の基本指針を踏まえた上で、第2期計画の現状を把握・分析し、今後実施すべき事項等を検討します。

ただし、「障害者総合福祉法」（仮称）の平成25年8月までの実施により計画期間中に計画を見直すことになる可能性があります。



【6】 計画の基本方針(案)について

1 計画策定の趣旨

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の性格
- (3) 計画の期間

2 現状と今後の課題

- (1) 障がい者の現状
- (2) 障がい者施策を取り巻く環境の変化
- (3) 実績と第2期計画の進捗状況
- (4) 障がい者施策の課題

3 計画の理念

(1) 基本理念

◎ 就労・自立・参加の支援

障がいのある方が、生涯を通じて、就労をはじめとした様々な社会経済活動に積極的に参加し、個性を発揮しながら、地域でいきいきと暮らすことができる社会を目指します。

◎ 主体性・選択性の尊重

障がいのある方が、一人一人のライフスタイルに応じ、多様な選択肢の中から、自らの生活を自らの意思で選択・決定していくことができる社会を目指します。

◎ 地域での協働・支え合い

障がいの有無にかかわらず誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができる、思いやりの心に満ちた、ふれあい豊かな、みんなが協働し、支え合う社会を目指します。

(2) 基本目標

『障害のある方が安心して自立できる環境づくり』

(3) 施策体系

【基本方向】

【具体的な推進方向】



4 施策推進の方向

(1) 障がい福祉サービスの充実

障がいのある人の地域での自立生活を支援するため、障がいの状況やライフステージに応じ、障がい福祉サービス等の提供体制の充実を図ります。

- ① 障がい福祉サービス提供基盤の整備
- ② 福祉人材の確保と資質の向上
- ③ 重度・重複障がい者、高齢化等への対応

(2) 就労・自立・社会参加の促進

就労の促進、障がい者スポーツの振興などにより、障がいのある人の自立と社会参加活動の促進を図ります。

- ④ 就労の支援と雇用の促進
- ⑤ 障がい者スポーツ、文化芸術の振興
- ⑥ 社会参加の支援

(3) 安心して暮らせる地域づくり

障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、生活環境の整備や権利擁護の推進、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりなどを進めます。

- ⑦ 障がい及び障がいのある方に対する理解の促進
- ⑧ 権利擁護の推進
- ⑨ 地域生活への移行支援
- ⑩ 居住の安定の確保
- ⑪ ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進
- ⑫ 地域力を活かした支え合いの推進

(4) 多様な障がいへの支援

障がいの多様化や重度・重複化等が進む中、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、乳幼児期から成人期まできめ細かな対応を図ります。

- ⑬ 療育・教育の充実
- ⑭ 発達障がい者（児）への支援
- ⑮ 高次脳機能障がいへの支援
- ⑯ 総合的なリハビリテーションの推進等

5 障がい福祉サービスの等の円滑な推進

- (1) 指定サービス見込み量の設定
- (2) 数値目標の設定

6 計画の推進体制

- (1) 計画の推進体制
- (2) 計画の点検及び評価

○山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則

平成18年7月27日
山陽小野田市規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第30号)第3条の規定に基づき、山陽小野田市障害福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、18人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 障害福祉に係る団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢障害課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年8月14日規則第35号)

この規則は、平成21年10月10日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第18号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。